

令和6年かすみがうら市議会第2回定例会

市長提出議案集

〔追加提出①〕

令和6年6月18日提出

かすみがうら市

目 次

1. 議案第 41 号 市長の給料月額の特例に関する条例の制定について
..... 1～2
2. 議案第 42 号 副市長の給料月額の特例に関する条例の制定について
..... 3～4
3. 議案第 43 号 災害対応特殊救急自動車・高度救命処置用資機材の取得に
ついて 5

議案第 4 1 号

市長の給料月額の特例に関する条例の制定について

市長の給料月額の特例に関する条例を次のとおり制定する。

令和 6 年 6 月 1 8 日提出

かすみがうら市長 宮 嶋 謙

市長の給料月額の特例に関する条例

(趣旨)

第 1 条 この条例は、かすみがうら市特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例（平成 1 7 年かすみがうら市条例第 4 0 号。以下「特別職給与等条例」という。）第 3 条に規定する市長の給料月額の特例を定めるものとする。

(給料月額の特例)

第 2 条 市長の給料月額は、令和 6 年 7 月 1 日から令和 6 年 7 月 3 1 日までの間に限り、特別職給与等条例第 3 条の規定にかかわらず、特別職給与等条例別表第 1 に定める給料月額から当該額に 1 0 0 分の 1 0 を乗じて得た額を減じた額とする。ただし、特別職給与等条例第 4 条に規定する期末手当の算定の基礎となる給料月額については適用しない。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和 6 年 7 月 1 日から施行する。

(失効)

2 この条例は、令和6年7月31日限り、その効力を失う。

議案第 4 2 号

副市長の給料月額の特例に関する条例の制定について

副市長の給料月額の特例に関する条例を次のとおり制定する。

令和 6 年 6 月 1 8 日提出

かすみがうら市長 宮 嶋 謙

副市長の給料月額の特例に関する条例

(趣旨)

第 1 条 この条例は、かすみがうら市特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例（平成 1 7 年かすみがうら市条例第 4 0 号。以下「特別職給与等条例」という。）第 3 条に規定する副市長の給料月額の特例を定めるものとする。

(給料月額の特例)

第 2 条 副市長の給料月額は、令和 6 年 7 月 1 日から令和 6 年 7 月 3 1 日までの間に限り、特別職給与等条例第 3 条の規定にかかわらず、特別職給与等条例別表第 1 に定める給料月額から当該額に 1 0 0 分の 1 0 を乗じて得た額を減じた額とする。ただし、特別職給与等条例第 4 条に規定する期末手当の算定の基礎となる給料月額については適用しない。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和 6 年 7 月 1 日から施行する。

(失効)

2 この条例は、令和6年7月31日限り、その効力を失う。

議案第43号

災害対応特殊救急自動車・高度救命処置用資機材の取得について

かすみがうら市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（平成17年かすみがうら市条例第51号）第3条の規定により、かすみがうら市消防本部西消防署に配置する災害対応特殊救急自動車・高度救命処置用資機材を更新するため取得することについて、議会の議決を求める。

令和6年6月18日提出

かすみがうら市長 宮 嶋 謙

- 1 件 名 災害対応特殊救急自動車・高度救命処置用資機材購入
- 2 契約の方法 一般競争入札による契約
- 3 取得価格 32,804,958円
- 4 契約の相手方 茨城県水戸市千波町1887番地
茨城トヨタ自動車株式会社 営業開発部法人営業グループ
主管 XXXXXXXXXX